

一般廃棄物・産業廃棄物処理施設維持管理記録簿 [管理型] (平成 27年 2月度)

対象期間:平成 27年 2月 1日 ~ 平成 27年 2月 28日

埋立廃棄物の種類及び数量[一般:規第4条の5の2 4号イ、産廃:規第12条の7の2 8号イ]

種 類		数量(単位)
一 般 廃 棄 物	焼却灰	1,633.12 (t/月)
	ごみ	813.95 (t/月)
	特定一般廃棄物(焼却灰)	13.15 (t/月)
	特定一般廃棄物(ばいじん)	2,220.27 (t/月)
	一般廃棄物 小計	4,680.49 (t/月)
産 業 廃 棄 物	燃え殻	395.710 (t/月)
	汚泥	123.730 (t/月)
	廃プラスチック	370.770 (t/月)
	廃プラスチック(非飛散性)	(t/月)
	紙くず	(t/月)
	木くず	(t/月)
	繊維くず	(t/月)
	動植物性残さ	(t/月)
	金属くず	6.030 (t/月)
	ガラス陶磁器くず	992.840 (t/月)
	ガラス陶磁器くず(非飛散性)	(t/月)
	鋳さい	61.550 (t/月)
	がれき類	147.920 (t/月)
	がれき類(非飛散性)	(t/月)
	動物の死体	(t/月)
	ばいじん	(t/月)
	処分するために処理したもの(13号廃棄物)	(t/月)
	廃石綿等(特別管理廃棄物)	(t/月)
	特定産業廃棄物(燃え殻)	(t/月)
	特定産業廃棄物(ばいじん)	88.98 (t/月)
産業廃棄物 小計	2,187.53 (t/月)	
合 計		6,868.02 (t/月)

水質検査の実施状況と措置(月1回測定)[一般:規第4条の5の2 4号ニ及びホ、産廃:規第12条の7の2 8号ニ及びホ]

採取場所	地下水等		放流水
	下部調整池脇自噴井戸	シート下ドレーン水	別紙平面図の通り
採取日	平成 27年 2月 18日	平成 27年 2月 18日	平成 27年 2月 18日
分析結果が得られた日	平成 27年 2月 27日	平成 27年 2月 27日	平成 27年 2月 27日
電気伝導率	90.2 ms/m	166.0 ms/m	
塩化物イオン濃度	53.0 ppm	54.0 ppm	
水素イオン濃度			7.36 pH
生物学的酸素要求量			0.5未満 ppm
化学的酸素要求量			4.5 ppm
浮遊物質			1未満 ppm
窒素含有量			11 ppm
異常の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
必要な措置を講じた日付けとその内容(異常が認められた場合記入すること)			

残余の埋立容量(年1回測定)[一般:規第4条の5の2 4号リ、産廃:規第12条の7の2 8号リ]

計測日	残余容量(m ³)
平成 年 月 日	

水質検査の実施状況と措置(年1回測定)[一般:規第4条の5の2 4号ニ及びホ、産廃:規第12条の7の2 8号ニ及びホ]

採取日	地下水等		放流水
	下部調整池脇自噴井戸	シート下ドレーン水	別紙平面図の通り
採取場所	下部調整池脇自噴井戸	シート下ドレーン水	別紙平面図の通り
分析結果が得られた日	平成 27年 3月 27日	平成 27年 3月 27日	平成 27年 3月 27日
分析結果	計量証明の添付	計量証明の添付	計量証明の添付
異常の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
必要な処置を講じた年月日とその内容(異常が認められた場合記入すること)			

施設の点検[一般:規第4条の5の2 4号ロ、ハ、ヘ及びト、産廃:規第12条の7の2 8号ロ、ハ、ヘ及びト]

点検日	擁壁等	遮水工	調整池	浸出水処理設備
	平成 27年 2月 23日	平成 27年 2月 23日	平成 27年 2月 23日	平成 27年 2月 23日
異常の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
必要な措置が講じた年月日とその内容(異常が認められた場合のみ記入すること)	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

※ 保有水等の導水管、浸出液処理設備の配管の防凍の為に、当施設は標高1000mに位置している。その為、冬季の気温低下を考慮し埋設配管にて設置して[一般:規第4条の5の2 4号チ、産廃:規第12条の7の2 8号チ]